

平成28年度公共工事等入札契約制度の改善（概要）

契約検査課

改正担い手三法を踏まえて、入札及び契約制度とそれを取り巻く環境の改善を図る為、次の6項目にわたり9つの具体的な取組みを定め、平成28年度から入札契約制度の改善を実施します。

1 施工体制の適正化

- 技術者等の兼任に関する取扱いの見直し（詳細はホームページ掲載）
 - ・ 請負代金額500万円未満（建築一式工事1,500万円未満）工事の適用
 - ・ 配置予定技術者等の事前審査（別紙1）及び届出（別紙2、3）の強化
- 技術者等の受注者との雇用関係の徹底（詳細はホームページ掲載）
 - ・ 受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係の確認

2 競争性の確保

- 等級指定型一般競争入札の複数等級の試行（詳細はホームページ掲載）
 - ・ 建築一式工事の設計金額1,800万円未満の複数等級の試行拡大
 - 改正前：B・C等級対象
 - 改正後：A・B・C等級対象
- 相指名業者への下請負契約の制限の見直し（詳細はホームページ掲載）
 - 改正前：一般競争入札及び指名競争入札に適用
 - 改正後：指名競争入札のみ適用

3 公正入札の向上

- 多様な入札方法の導入（詳細はホームページ掲載）
 - ・工事成績点を入札参加条件とする等級指定型一般競争入札の試行（B・C等級対象）
 - ＜工事成績点の条件＞
 - (1) 全工種平均工事成績点以上の実績を有すること。
 - (2) 全工種で工事成績点70点未満（D・Eランク）の工事をしていないこと。
- 元請けに係る社会保険等未加入者の排除（詳細はホームページ掲載）
 - ・入札参加及び入札参加資格申請における社会保険等未加入者の排除

4 適正な品質の確保

- 総合評価落札方式（特別簡易型）の拡充（詳細はホームページ掲載）
 - ・新規評価項目の追加
 - ・対象工事の選定
 - 改正前：設計予定金額 500 万円以上
 - 改正後：設計予定金額 2,000 万円以上
 - ・実施目標件数の拡大
 - 改正前：10 件程度
 - 改正後：15 件程度

5 透明性の確保

- 公表用設計書の静岡県入札情報サービス（PPI）での公表
 - ・工事費設計積算内訳の概要の公表（土木一式工事対象）

6 地元業者の健全な発展

- 小工事に係る請書（変更含む）の取り交わしの徹底（詳細はホームページ掲載）
 - 改正前：工事内容確認書の提出のみ
 - 改正後：請書（変更を含む）の取り交わし及び工事内容確認書の提出